

償還（ご返済）について

1. 償還方法 本制度は、償還金を次の新たな貸付原資として、より多くの人々が繰り返し活用することで成り立っています。借受人の自覚をもって計画的に返済してください。
- ① 償還（返済）方法は、口座振替による償還が原則となります。
 - ② 口座振替日は、毎月20日です。（休日の場合は翌営業日）
 - ③ 残高不足などで口座振替ができなかった場合、後日郵送する「払込取扱票」でお支払ください。（京都銀行・ゆうちょ銀行・京都北都信用金庫での振込は手数料無料です。）
 - ④ 償還金の収納年月日は、京都府社協指定口座の入金日〔着金原則〕となります。
 - ⑤ 生活保護世帯の生活必需品購入に関する貸付金は、福祉事務所による代理納付が原則となります。
2. 繰上償還 償還金は、計画より早く繰り上げて償還することができます。繰上償還には一定の条件があり、申請書の提出が必要です。希望される場合は市区町村社協でご相談ください。
3. 償還についての主なお知らせ 民生委員を通じて、次のお知らせをお渡しします。（総合支援資金は社協から直送します。）
- | 主なお知らせ | 送付時期 |
|---------------|-----------------------|
| 償還開始のお知らせ | 償還開始月の3ヵ月前 |
| 残額のお知らせ | 年4回（5月、8月、11月、2月） |
| 償還金払込取扱票 | 年4回（5月、8月、11月、2月） |
| 滞納者に対する償還督促 | 年2回（5月、11月） ※該当する場合のみ |
| 最終償還期限到来のお知らせ | 最終償還期限の6ヵ月前 |
| 償還完了のお知らせ | 償還完了月の翌月 |
4. 変更があったときの届出 借受人、連帯借受人、連帯保証人に次の事情が生じたときは、必ず市区町村社協に届出をしてください。
- 厳守事項**
- ① 住所、連絡先等を変更したとき
 - ② 改名、改姓をしたとき
 - ③ 死亡または所在不明になったとき
 - ④ 就学にかかる資金を借入後、学校を休学・留年・退学したとき
 - ⑤ 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - ⑥ 生活保護を受給することになったとき
 - ⑦ 事業をやめたとき
 - ⑧ その他、借受人及び連帯借受人世帯、または連帯保証人に著しく変化があったとき
5. 延滞利子 最終償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、その翌日から延滞元金につき年3.0%の率で延滞利子がつきます。
6. 貸付金の一括償還 次のような場合は、一括償還を求めることがあります。
- ① 貸付金を他に流用したとき
 - ② 虚偽・不正な手段で貸付を受けたとき
 - ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき
 - ④ その他、お約束ごとを守っていただけないとき

償還（ご返済）が困難なとき

失業や減収、病気、災害等のやむを得ない理由で返済が困難になったときは、市区町村社協や民生委員までご相談ください。
所定の手続、審査により償還を一時猶予したり、延滞利子などを免除できる場合があります。